

令和2年第10回
志木市農業委員会総会議事録

令和2年10月27日

志木市農業委員会

令和2年第10回志木市農業委員会総会日程

令和2年10月27日（火）午後2時00分

- 第1 開会
- 第2 議事録署名委員の指名
- 第3 議案
 - (1) 議案第14号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - (2) 議案第15号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について
- 第4 諸報告（農業委員会会長専決規定含む）
 - (1) 報告第17号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について
 - (2) 報告第18号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について
- 第5 協議事項
 - (1) 次回総会の日程について
 - (2) その他
- 第6 閉会

《議事録令和2年第10回》

志木市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年10月27日(火) 午後2時00分から午後3時05分

2. 開催場所 総合福祉センター 4階 401会議室

3. 出席委員(13人)

会 長	13番	田中 満男
委 員	1番	三枝 将樹
	2番	市之瀬 滋
	3番	小山 武英
	4番	清水 和雄
	5番	山中 榮太郎
	7番	齊藤 正歳
	8番	石井 敏男
	9番	波澄 洋子
	6番	大島 廣明
	10番	抜井 和彦
職務代理	11番	志村 晃
	12番	志村 二美重

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案第14号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
議案第15号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について

第4 報告第17号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について
報告第18号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐野 由美子
書記 市之瀬 光洋

7. 会議の概要

○事務局長

定刻前ではございますが全員お揃いですので（定刻となりましたので）、令和2年第10回志木市農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は、13人中13人でございまして、志木市農業委員会会議規則第6条の規定に基づいた定数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは議事進行を会長にお願いいたします。

○田中会長

あらためまして、令和2年第10回志木市農業委員会総会ということで、ご通知申しあげましたところ、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

【会長挨拶】

それでは、議事に入ります。

議事日程第2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ございませんか。

（異議なしとの声あり）

○田中会長

ご異議なしと認め、12番 志村二美重委員、1番 三枝将樹委員にお願いいたします。併せて、書記として市之瀬主査を指名いたします。

それでは、日程第3の議案に入ります。

（1）議案第14号『引き続き農業経営を行っている旨の証明』について

（2）議案第15号『生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明』について

以上、上程いたします。

初めに、議案第14号『引き続き農業経営を行っている旨の証明』について、事務局朗読をお願いいたします。

○事務局

それでは、議案第14号、引き続き農業経営を行っている旨の証明朗読します（受付番号36番、38番について朗読）。

以上です。

○田中会長

それでは、議案第14号受付番号36番、38番について、事務局から説明を求めます。

○事務局

本案件は、相続税の納税猶予の特例を継続して受けるに当たって、申請者が適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。相続税の納税猶予の適用を継続して受けるには、租税特別措置法第70条の6第32項により、納税の猶予に係る期限が確定するまでの間、3年を経過するごとに納税地の所管税務署に届け出る事となっており、本証明は、その継続届出の際の添付書類となります。受付番号36番の申請人及び農地の状況につきましては志村晃委員に、受付番号38番の申請人及び農地の状況につきましては、抜井委員にご同行いただいて、確認しております。この後、志村委員、抜井委員よりご説明がございます。以上です。

○田中会長

それでは、議案第14号受付番号36番について、志村晃委員、説明、報告をお願いいたします。

○志村委員

会長の指名がありましたので、議案第14号受付番号36番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である ■■■■氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。申請地は、6ページをお開きください。元の市役所から県道をさいたま市方面へ進み、〇〇の交差点を〇折、道なりに約〇〇メートル進み、〇〇通りに〇折をし、約〇〇メートルほど進んだ〇側の農地が申請地となります。事務局と同行して、申請農地である上宗岡■丁目■■■■ー■他1筆の現地を確認したところ、〇〇や〇〇が栽培されており、適正に管理されておりました。

また、申請者である ■■■■氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございました。
続きまして、議案第14号受付番号38番について、抜井和彦委員説明、報告をお願いいたします。

○抜井委員

会長の指名がありましたので、議案第14号受付番号38番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である ■■■■氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。申請地は、7ページをお開きください。元の市役所から県道をさいたま市方面へ進み、〇〇の交差点を〇折、道なりに約〇〇メートル進み、〇〇通りに〇折

をし、約〇〇メートルほど進んだ〇側の農地が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である下宗岡■丁目■■■■-■他2筆の現地を確認したところ、〇〇や〇〇が栽培されており、適正に管理されておりました。

また、申請者である■■■■氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございました。

それでは、議案第14号 受付番号36番、38番について質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行います。

本議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることについて、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○田中会長

賛成多数ですので、議案第14号受付番号36番、38番は可決されました。

ありがとうございました。

次に議案第15号受付番号37番について、『生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明』について事務局朗読をお願いいたします。

○事務局

それでは、議案第15号、生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について朗読します(受付番号37番について朗読)。

以上です。

○田中会長

それでは、議案第15号受付番号37番について、事務局から説明を求めます。

○市之瀬主査 【事務局説明】

本案件は、生産緑地に係る主たる従事者等に関する証明です。こちらは、生産緑地の指定を受けていた農地で、農業経営をしていた方が亡くなられたり、故障で農業ができなくなったため、その農地を生産緑地法第10条の規定に基づき、市に対して買取申し出を行う場合の添付書類となります。

今回、農業委員会に提出された主たる従事者等についての証明では解除する生産緑地について、申請番号37番の、■■■■氏が健康であった時点において、その生産緑地の主たる従事者として農業に従事していたかどうか、を審査するものでございます。ここでいう主たる従事者とは、客観的に見て当該生産緑地における農業経営に欠かすことのできない者を示しているものです。申請番号37番の農地の状況につきましては、三枝将樹委員に、ご同行いただいて確認してまいりました。この後、三枝委員よりご説明がございました。

以上でございます。

○田中会長

それでは、議案第15号受付番号37番について、三枝将樹委員、報告をお願いいたします。

○三枝委員

会長の指名がありましたので、議案第15号受付番号37番について、説明、報告を行います。本案件は、■■■■氏の所有している生産緑地について、市に買取申し出を行うために証明を求めているものであります。申請地は、8ページをお開きください。

元の市役所から県道を志木駅方面へ進み、通称■■■道路を右折、そのまま道なりに300メートルほど進み■■■■ある交差点を左折、50メートル進み左折し30メートルほど進んだ左側の農地と、■■■■のある交差点を左折し、50メートルほど進んだ右側の農地が申請地となります。今回、■■■■氏が死亡したことに伴い、農業ができなくなったため申請があったものであります。事務局と同行して、申請農地である柏町■■丁目■■■■他3筆の現地を確認したところ、〇〇や〇〇が栽培されており、適正に管理されておりました。また、■■■■氏は、〇〇栽培を中心に経営を行っており、申請のあった生産緑地の主たる従事者でありました。生産緑地に係る農業の主たる従事者等の証明を行うことについて特に問題ないことを報告します。よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございました。それでは、議案第15号 受付番号37番について質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。質疑を打ち切り、採決を行いません。本議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成の委員、挙手)

○田中会長

全員賛成ですので、議案第15号受付番号37番は可決されました。
ありがとうございました。

○田中会長

続きまして、日程第4の諸報告に入ります。

- (1) 報告第17号『農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について』
 - (2) 報告第18号『農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について』
- いずれも専決したものでございます。
事務局、朗読をお願いいたします。

(会長の指名により事務局朗読)

(各委員から、報告第17号受付番号17番、現地の状況について報告あり、すべて現地確認済みであり周囲への影響もなしとの報告。報告第18号受付番号18番、19番、20番について報告あり、すべて現地確認済みであり周囲への影響もなしとの報告。)

○田中会長

それでは、ただいまの報告第17号、18号について、質問等がございましたらお願いいたします。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問等がないようです。これらは報告案件でございますので、次に進ませていただきます。
続きまして、協議事項に入ります。

- (1) 『次回総会日程について』でございますが、令和2年11月24日 火曜日、午後2時、総合福祉センターの4階401会議室で行う予定でございますが、よろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

それでは、11月24日 火曜日、午後2時ということでよろしくをお願いいたします。
続きまして、(2) 『その他』ということで何かありましたらどうぞ。

(なしとの声あり)

委員さんの方から特に何もないようなので、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○事務局

それでは、事務局から事務連絡をさせていただきます。

- ・生産緑地買取の斡旋について
- ・生産緑地新規指定地の確認協力について

事務局からの連絡は以上です。

○田中会長

以上をもちまして、令和2年第10回農業委員会総会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました。

議 事 録 署 名 簿

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和2年10月27日

志木市農業委員会議長 田中 満男

12番 志村 二美重

1番 三枝 将樹